

<p>(経過措置)</p> <p>第二十三条 この法律の規定に基づき国土交通省令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、国土交通省令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。</p> <p>第五章 罰則</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十二条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示した者</p> <p>二 第十二条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>三 第十七条の規定による報告をせず、又は使用者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。</p> <p>第二十五条 第十条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>(明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条の規定により設立された法人」とする。</p> <p>第二十三条 この法律の施行の際現に認定観光圏案内所という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第十条第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p> <p>(検討)</p> <p>政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 (平成二三年五月二日法律第三五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十六年三月三一日法律第六号抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年六月二日法律第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第二十四条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十四条 この附則に定めるものほか、この法律の施行の日前までに起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年一二月一五日法律第八四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
---	--

(罰則に関する経過措置)

第十一条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。（政令への委任）

第九条 附則第五条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定められる部分に限る。」を除く。）、附則第二十六条の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十九条の三の改正規定（第八条第一項）を「第六条」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十七条及び第二十一条の規定、附則第二十九条の規定（文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第八条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十九条の規定（文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第八条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、並びに附則第三十条及び第三十一条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

る部分に限る。）を除く。）、附則第二十五条の規定（觀光圏の整備による觀光旅客の來訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十三条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十二条の五」に改めた部分に限る。）を除く。）、附則第二十六条の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十九条の三の改正規定（第八条第一項）を「第六条」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十七条及び第二十一条の規定、附則第二十九条の規定（文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第八条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、並びに附則第三十条及び第三十一条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

第二条 この法律の施行の日が国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十六号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第十八条、第二十条第二項及び第二十一条第三項の規定の適用については、第十八条中「觀光庁長官」とあるのは「国土交通大臣」と、「主務大臣、觀光庁長官」とあるのは「主務大臣」と、第二十一条第三項中「国土交通大臣及び觀光庁長官」とあるのは「国土交通大臣」とある。この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける第五条第二項第二号の規定の適用については、同号中「一般社団法人、一般財団法人」とあるのは、「民法」

2

この法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける第五条第二項第二号の規定の適用については、同号中「一般社団法人、一般財団法人」とあるのは、「民法」

2